社援総発０５０６第１号
平成２３年５月６日

各　都道府県災害救助担当主管部（局）長　殿

厚生労働省社会・援護局総務課長

東日本大震災に係る災害救助法の弾力運用について（その７）

標記については、累次にわたり、その取扱いについて周知してきたところであります。

さらに、下記の内容について取扱いを整理しましたので、貴職におかれて、この内容を御了知いただくとともに、管下市町村に周知し、円滑な災害救助に資するよう、特段の御配慮御尽力をお願いします。

記

1.　災害救助法による救助の程度及び期間について

（１）適切な救助の実施について

「平成２３年（２０１１年）東北地方太平洋地震に係る災害救助法の弾力運用について」（社援総発０３１９第１号当職通知。以下「当職通知」）により弾力運用について、災害救助法による救助については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成１２年３月３１日厚生省告示第１４４号。以下「一般基準」という。）で対応できない場合には、特別基準を設定することが可能である旨通知したところである。

しかしながら、県及び市町村において、一般基準の範囲内で運用されている実情も見られることから、特別基準の設定については、当職あて前広にご相談されたい。

（２）救助期間について

当職通知により、避難所の開設期間、炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の給与及び応急仮設住宅の着工期間の延長については通知したところである。

間もなく災害発生の日から２カ月が経過しようとしているが、なお、多くの方が避難をしている状況に鑑み、すべての救助について、現に救助の実施が必要な市町村においては、当分の間、実施して差し支えない。

２．応急仮設住宅について

（１）応急仮設住宅の早期入居について

避難所の早期解消のために現在、県や事業者関係者の協力のもと、応急仮設住宅の建設が進められているところであるが、次の点に留意されたい。

① 県による建設と、市町村による入居の日程を把握するため、県及び市町村の入居管理担当者を相互に明確にすること

② 県の入居管理担当者は、建設用地の確定後速やかに、場所、戸数、着工や完成の日程等の情報を市町村の入居管理担当者に提供すること

③ 市町村の入居管理担当者は、県外の旅館、ホテル等への避難者も含め、住民である避難者に対し応急仮設住宅の募集情報を周知すること

④ 市町村においては、完成後速やかに入居できるよう、建設中に、あらかじめ入居者の選定を行うとともに、市町村入居管理担当者は、日本赤十字社が寄贈している家電製品の搬入先、必要数を県の入居管理担当者に連絡すること

⑤ 県の入居管理担当者は県の建設担当より、完成予定日（搬入可能日）の情報により、その２週間前までを目途に日本赤十字に家電製品の搬入場所、必要数をあらかじめ日本赤十字社へ送付依頼を行うこと

⑥ 県の建設担当においては、建物完成後、速やかに県の完了検査を実施すること

⑦ 県の完了検査後速やかに入居者に引き渡せるよう、県の入居管理担当者及び市町村の入居管理担当者とで完了検査を行う等の連携を行うこと

（２）応急仮設住宅建設用地の造成費及び原状回復経費について

応急仮設住宅の建設用地については、既に、用地確保が困難な場合の民有地の借料を、通常の借料の範囲内で対象にする旨通知しているところであるが、更に、公有地、民有地（有償・無償ともに）の別に関わらず、必要・合理的な範囲内で、造成費（権利調査、測量、造成設計、盛り土、切り土）及び応急仮設住宅を解体撤去する際の用地の原状回復費については、災害救助法の国庫補助の対象となるので、必要に応じ、前広に御相談願いたい。

特に、民有地の借用を予定している場合、このことを土地の所有者に説明することにより、円滑な用地確保を図っていただきたい。